

関係各位

中間前払金制度及び債権譲渡制度等について

市では従来の前払金に加え「中間前払金制度」や国の融資制度である「地域建設業経営強化融資制度」に基づく工事請負代金債権譲渡の承諾を導入していますのでご活用ください。また、国が支援する下請債権保全支援事業についてもご活用ください。

【1】 中間前払金制度について

1 制度の概要

・ 中間前払金は、既に前払金（請負金額の 40%以内）を支払った建設工事で、一定の要件を満たしている場合に、請負金額の 20%を中間前払金として追加して支払うもので、部分払に比べ手続きが簡単のため、支払いまでの期間が短くなります。

2 対象工事

・ 既に前払金の支払を受けている建設工事に適用します。
ただし、部分払いを行うこととしている建設工事を除きます。

3 適用要件

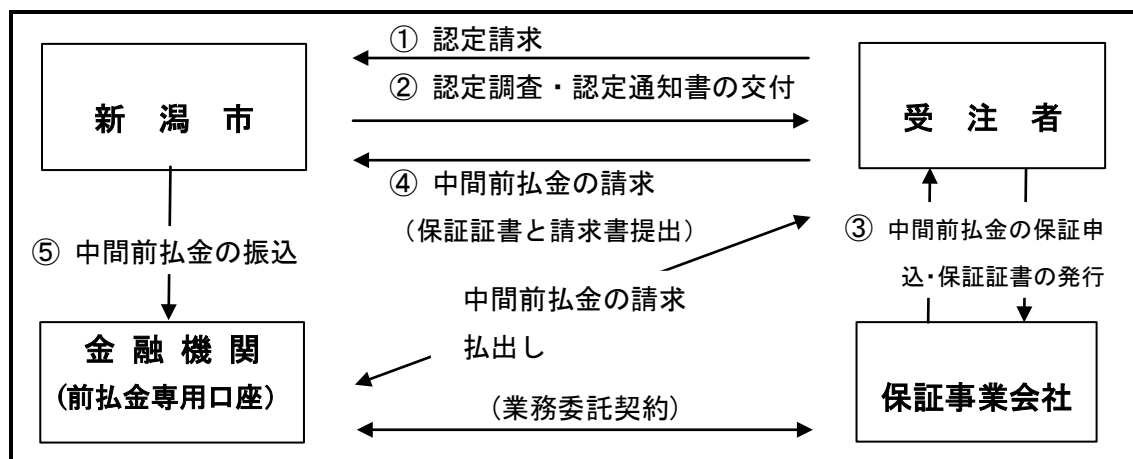
次の要件をすべて満たしている必要があります。

- ① 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - ② 工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき工事が終了していること。
 - ③ 工事の進捗率が請負金額の 2 分の 1（出来高が 50%）以上の額に相当していること。
- ※前払金と同様に、保証事業会社の保証（中間前払金保証）が必要です。

4 支払割合

・ 請負金額の 20%以内で、既に支払を受けている前払金との合計額が請負金額の 60%以内

5 中間前払金手続きの流れ



① 認定請求

- 中間前払金を請求する場合は、工事担当課に「中間前払金認定請求書（様式1号）」を提出してください。
 - ・添付資料
「工事履行報告書（様式第2号）」、「工程表」、「工事写真(着手前, 現況)」

② 認定調査・認定通知書の交付

- 工事担当課が中間前払金の要件を満たしているか認定調査を行い、概ね7日以内に「中間前払金認定通知書（様式第3号）」を交付します。

③ 保証申込、保証証書の発行

- 保証事業会社へ工事担当課が交付した「中間前払金認定通知書（様式第3号）」を提出し、中間前払金の保証契約を締結、保証証書の発行を依頼してください。

④ 中間前払金の請求

- 新潟市指定請求書（工事用）に、保証事業会社が発行した保証証書（原本）を添付し、工事担当課（または予算執行課）に提出してください。

⑤ 中間前払金の振込

- 前払金と同様に、受注者が指定する金融機関に中間前払金を振込みます。

※「中間前払金の払出し」については、「保証事業会社」にお問い合わせください。

「中間前払金認定請求書」等の様式については、契約課ホームページ規則・要綱・要領等「中間前払金取扱要領」からダウンロードしてください。

6 中間前払金の保証手続き等に関する問合せ先（新潟県内の保証事業会社）

- 東日本建設業保証株式会社 新潟支店
 - ・電話 025-285-7151
 - ・ホームページアドレス <http://www.ejcs.co.jp/>

※保証事業会社とは、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」の規定により、国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいいます。

【2】 債権譲渡（国の融資制度利用）の承諾について

1 債権譲渡の承諾

・「地域建設業経営強化融資制度（平成26年3月末まで）」等は、工事請負代金債権を譲渡担保に融資を受けられる国の融資制度ですが、制度を利用する場合に限って、市発注の工事請負代金の債権譲渡を承諾します。

2 国の融資制度の概要

制度名	地域建設業経営強化融資制度
1 対象工事	○既に前払金の支払を受けている工事
2 対象者	○市工事を受注、施工している中小・中堅元請建設企業
3 債権譲渡の承諾時期	○対象工事の出来高が、請負金額の2分の1以上に到達した時点
4 融資元（債権譲渡先） ※県内の場合	○(株)建設経営サービス (出来高を超える融資を受ける場合は、東日本建設業保証(株)が債務保証を行います。)
5 融資額等	○融資元（債権譲渡先）にご相談ください。
6 相談窓口	①融資の相談 ○東日本建設業保証(株)新潟支店 025-285-7151 ○(株)建設経営サービス (東日本建設業保証(株)の100%子会社) 03-3545-8534 ②制度の問い合わせ ○北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課 025-370-6571

3 債権譲渡にあたっての注意事項

「市は債権譲渡の承諾のみ」となりますので、融資制度を利用する場合は、上記「6 相談窓口」へ事前相談をお願いします。

4 債権譲渡承諾の手続・様式等

契約課ホームページ規則・要綱・要領の「建設工事の債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領」をご覧ください。

【3】下請債権保全支援事業

1 下請債権保全支援事業とは

中小・中堅下請建設企業等の経営・雇用安定，連鎖倒産の防止を図るため，ファクタリング会社が当該下請企業等が保有する工事請負代金等の債権の支払を保証します。

2 支援事業の概要

制度名	下請債権保全支援事業
1 事業概要	<p>下請建設企業や資材企業が元請建設企業に対して有する工事請負代金や資材代金の債権（手形含む）の支払をファクタリング会社が保証し下請債権等を保全します。また，下請工事契約を締結した時から保証を受けることも可能です。</p> <p>万が一，元請企業の倒産等により当該債権を受け取ることができなかった場合，ファクタリング会社が保証します。</p>
2 事業の特徴	<p>①ご負担いただく保証料に対して国から助成が受けられます。</p> <p>②元請企業に保証を掛けていることを知られることはありません。</p> <p>③一次下請企業だけでなく，二次下請企業の方も直接請負関係にある発注企業の保証を申し込むことができます。</p> <p>④公共工事だけでなく民間工事も対象となります。</p>
3 問い合わせ先	一般財団法人 建設業振興基金 金融支援部 03-5473-4575